

平成 24 年度 事業計画（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）

公益目的事業

1. 公益目的事業

（1）奨学金の給付

定款第 4 条第 1 項に掲げる事業は次の計画により行う。

① 大学生に対する奨学金の給付

北海道内の大学生 16 人に月額 20,000 円を給付する。

内訳 継続 9 名(4 年生 9 人)

新規 7 名(3 年生 7 人)

合計 16 名 16 人×20,000 円×12 月=3,840,000 円

② 大学院生に対する奨学金の給付

北海道内の大学院生 18 人に月額 25,000 円を給付する。

内訳 継続 11 名(修士 2 年生 11 人)

新規 7 名(修士 1 年生 7 人)

合計 18 名 18 人×25,000 円×12 月=5,400,000 円

全奨学生 34 名 合計支給額 9,240,000 円

継続奨学生

継続奨学生 20 名は 4 月に進級、成績の報告を提出する。

選考委員会は提出書類を給付規定第 2 条(奨学生の資格)、第 10 条(奨学金給付休止)に則って審議し、継続か否かを決定する。

新規採用奨学生

新規採用は 5 月に応募を締め切り、選考委員会は書類審査、作文審査、面接を行い選考決定し、理事会の決議を持って決定する。

（2）奨学生の指導

定款第 4 条第 2 項に掲げる事業は次の計画により行う。

- | | |
|------------|-------------------------------|
| ① 授与式 | 平成 24 年 6 月 30 日 |
| ② 奨学生全体交流会 | 平成 24 年 8 月 29 日 |
| ③ 修了式 | 平成 25 年 2 月 23 日 |
| ④ 学校訪問 | 大学の奨学金担当部署、奨学生指導教授に情報提供する |
| ⑤ 奨学生訪問 | 奨学生を個人、またはグループとして面談、ミーティングを行う |

2. その他の事業

(1) 広報活動

- イ. ホームページによる広報活動(奨学生募集、情報公開等)
- ロ. 関係者に書簡、電子メールにより行事など活動状況を報告する

(2) 修了生と継続的に交流活動を行う

諸行事への参加案内、また各地で1, 2回交流会を実施し、情報交換を行う